

岡山市花き地方卸売市場
卸売業者受託契約約款

岡山総合花き株式会社

(令和2年12月1日制定)

卸売業者受託契約約款

(趣旨)

第1条 岡山市花き地方卸売市場の卸売業者である岡山総合花き株式会社（以下「会社」という。）が岡山市花き地方卸売市場（以下「市場」という。）において行う卸売のための販売における委託の引き受けは、卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、同法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）、岡山市花き地方卸売市場業務条例（以下「業務条例」という。）、同条例施行規程（以下「規程」という。）その他関係諸法令によるほか、委託者との間に特約のない限り、本約款によるものとする。

(会社の義務)

第2条 会社は、委託者のために受託した物品の卸売を誠実に行う。

2 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負う。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する物品について、鮮度・選別・荷造及び規格を吟味し、その商標信用を保証する責任を有する。

(委託物品の引渡し)

第4条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しを原則として市場内の卸売場で行うこととする。ただし、双方の合意により市場外で引渡しを行うことができる。

(委託物品の受領)

第5条 会社は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して受領の翌日までに売買仕切書を発送することにより受領の通知に代えることができる。

2 前項の場合において、委託物品について種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等の異状を認めるときは、会社は引渡しを受けた後遅滞なく委託者に通知することとし、また、当該物品を販売したときは、その結果を売買仕切書に付記する。

(委託物品の保管)

第6条 会社は、受領した委託物品の販売が終了するまではその保管の責任を負う。

2 会社は、会社の責に帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負う。

3 会社は、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を

負わない。

(委託物品の手入れ等)

第7条 会社は、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入・加工その他調製をすることができる。

(衛生上有害な物品等の受託拒否)

第8条 会社は、衛生上有害な物品の販売の委託は引き受けない。

2 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき又は国若しくは地方公共団体から販売を差し止められ若しくは撤去を命ぜられたときは、会社は岡山市市場事業管理者（以下「管理者」という。）の指示に従って、これを処分することがある。

3 前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とする。

4 第2項の処分をしたときは、会社は、速やかにその旨を委託者に通知する。

(帳簿の閲覧)

第9条 会社は、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて営業時間中にいつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答する。

(受信場所)

第10条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行う。

(送り状等の添付)

第11条 委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとする。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とする。

2 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は、品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできない。

(委託物品の上場)

第12条 会社は、委託物品をその受領後、最初の販売取引に上場する。

(販売方法)

第13条 委託物品の販売の方法は、せり売若しくは入札又は相対取引による。

2 会社は、常に市況の状況を見極め、最適な取引を行う。

3 会社は、物品の販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所における掲示等の方法により、関係者に十分周知する。

(販売不成立の場合の処理)

第14条 会社は、委託物品についてその販売が不成立となった場合は、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求める。なお、その場合において委託者は、会社に当該物品の返送又は廃棄を求めることができる。

2 前項により、委託者の求めに応じて会社が当該物品を返送又は廃棄した場合に要し費用は、委託者の負担とする。

3 前項に規定するもののほか、会社は必要に応じて当該物品を自社で買い受けることができる。

(再委託の禁止)

第15条 会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品の販売を委託することはできない。

(委託の解除等)

第16条 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込は、その委託物品の販売準備着手前に限り、会社はこれに応ずる。

2 前項の申込に応じた場合においては、会社は、委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用は委託者の負担とする。

(会社に事故があるときの処置)

第17条 会社が卸売の業務の許可を取り消されたとき又はその許可に係る卸売の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売の委託物品は、管理者の指示に基づいて処置をする。

(販売後の事故処理)

第18条 委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人からかくれた瑕疵があること又は数量、品質に著しい差異があること等を理由として会社に対して販売代金の減額の申出があった場合、その申出について正当な理由があると認めるときは、会社は、委託者に報告し協議の後、それに相当する金額を減額する。

(委託手数料)

第19条 会社が委託者から収受する委託手数料は、花き卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とする。以下同じ。）の100分の10とする。

(委託者の費用負担)

第20条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とする。

- ア 通信費（当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用）
- イ 運送料（会社の当該物品の卸売場までの運搬費用及び荷降ろしに要する費用）
- ウ 売買仕切金送料
- エ 保管料（委託物品を冷蔵その他の方法により保管したため、特に経費を必要としたときは、その費用）
- オ 調製費（手入加工その他の調製につき、特に経費を要したときはその費用）
- カ その他会社が立て替えた費用

2 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額から控除する。

(売買仕切書の送付および売買仕切金の支払い等)

第21条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、委託者に対し当該卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税及び地方消費税を含まない価格とする。以下同じ。）、数量及び価格と数量の積の合計額、当該合計額の消費税及び地方消費税に相当する金額、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額（「売買仕切金」とする。以下同じ。）を記載した売買仕切書を委託者に送付するとともに売買仕切金を支払うものとする。

- 2 委託者の要望等により売買仕切金を現金で支払う場合の支払場所は、市場内の会社の事務所とする。
- 3 委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第20条第2項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し、速やかに精算するものとする。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができる。

(臨時開市等の通知)

第22条 臨時の開市及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただちに委託者に通知するものとする。

(管轄裁判所の指定)

第23条 販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟については、市場の所在地の管轄裁判所に提起するものとする。

附則

この受託契約約款は、平成2年4月1日から施行する。

この受託契約約款は、平成27年4月1日から施行する。

この受託契約約款は、令和2年12月1日から施行する。